

国際観光旅客税の計算書の記載要領等

- 1 この用紙は、国際観光旅客税法第16条第2項《国内事業者による特別徴収等》に規定する国際観光旅客税の計算書として使用してください。
- 2 「ㄥ」や「同上」は、記載しないでください。
また、「税務署整理欄」は、記載しないでください。
- 3 この用紙は、次により記載してください。
 - (1) 「出国年月」欄は、提出者の使用する国際船舶等により旅客が本邦から出国した年月を記載します。
 - (2) 「住所又は居所」欄には、届出者の住所又は居所（届出者が国内に本店又は主たる事務所を有する法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地、内国法人以外の場合には、国外の本店又は主たる事務所の所在地）を記載してください。
 - (3) 「氏名又は名称」欄には、届出者が個人の場合は氏名を記載し、また、法人の場合は、名称を記載してください。
 - (4) 「代表者氏名」欄には、法人の代表者の氏名を記載してください。
 - (5) 「個人番号又は法人番号」欄には、届出者が個人の場合は個人番号を、また、法人の場合は、法人番号を記載してください。
 - (6) 「納税地」欄には、次により記載してください。
 - イ 内国法人 本店又は主たる事務所の所在地
 - ロ 内国法人以外 国内に有する事務所等の所在地（事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）
 - ハ 国内に住所を有する個人事業者 住所地
 - ニ 国内に住所を有せず居所を有する個人事業者 居所地
 - ホ 国内に住所及び居所を有せず国内に事務所等を有する個人事業者 その事務所等の所在地（事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）（注）国際観光旅客税法第8条《個人である国内事業者の納税地の特例》及び同第10条《国内事業者の納税地の指定》の適用がある場合には、当該適用のある納税地を記載してください。
 - (7) 「事務代理人」欄には、代理人の名で計算書を提出する場合（あらかじめ「申告・申請等事務代理人届出書」を提出している場合に限られます。）における代理人の役職名（又は職業）及び氏名を記載します。
 - (8) 「出入国港コード」から「⑥課税対象人員」の各欄には、旅客が本邦から出国した出入国港ごとに次により記載してください。

なお、1枚の計算書に書ききれない場合には、「国際観光旅客税の計算書次葉」（以下、「次葉」といいます。）を使用して記載してください。

（注）次葉の各欄は、この計算書と同様に記載してください。
また、「G01 □枚目」欄には、次葉の使用枚数を1から連番で記載してください。
 - イ 「出入国港コード」欄及び「出入国港の名称」欄には、旅客が本邦から出国した出入国港を記載します。

なお、出入国港コードについては、別表「出入国港コード一覧」の航空会社用又は船舶会社用のいずれかの一覧を参照し、出入国港コードを記載してください。

また、別表「出入国港コード一覧」に記載がない出入国港を記載する場合は、「出入国港欄」にXXX（その他空港）またはYYY（その他港）と記載し、「出入国港の名称」欄に旅客が本邦から出国した出入国港を記載してください。
 - ロ 「①旅客の人員」欄は、本邦から出国する旅客の人数を記載します（乗員は含みません。）。
 - ハ 「②国際観光旅客等に該当しない人員」欄は、「①」欄のうち、国際観光旅客等に該当しない強制退去者等の人数を記載します。
 - ニ 「③非課税対象人員」欄は、「①」欄のうち、非課税対象となる「乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）」、「天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船又は搭乗していた者」又は「2歳未満の者」の人数を記載します。
 - ホ 「④免税対象人員」欄は、「①」欄のうち、免税対象となる「日本に派遣された外交官、領事官等」、「国賓その他これに準ずる者」、「合衆国軍隊の構成員等」又は「国連軍の構成員等」の人数を記載します。
 - ヘ 「⑤その他課税しない人員」欄は、「①」欄のうち、平成31年1月7日より前に締結された運送契約で、経過措置の適用により国際観光旅客税が課税されない人数を記載し

ます。

ト 「⑥課税対象人員（①-②-③-④-⑤）」欄は、①の人数から、②から⑤までの各人数の合計を差し引くことにより算出した国際観光旅客税の課税の対象となる人数を記載します。

(9) 「次葉合計」欄には、次葉の添付がある場合に次葉の各欄の人数及び税額の合計を記載します。

(10) 「合計」欄には、各欄の人数及び税額の合計を記載します。

この際、「⑦税額」は、「税額算出表」の税額合計欄に記載した金額を記載します。

(注) 1 税額は千円単位で記載してください。

2 この計算書と次葉を併せて提出する場合には、計算書と次葉の人数及び税額の合計を記載します。

(11) 相続人（包括受遺者を含みます。以下同じ。）が被相続人（包括遺贈者を含みます。以下同じ。）の計算書を提出する場合は、次によります。

イ 「住所又は居所」欄には、相続人の住所を記載します。

ロ 「氏名又は名称」欄には、相続開始時の被相続人の住所及び氏名をかつこ書きし、かつ、「相続人」と表示の上、相続人の氏名を記載します。

ハ 相続人が2人以上いるときは、そのうちの1人がイ及びロによりその者の住所及び氏名を記載し、かつ、その氏名の次に「ほか何名」と他の相続人の数を記載してその住所等を記載するほか、適宜の用紙に、相続人全員の住所、氏名、被相続人との続柄、各相続人の相続分、相続（包括遺贈を含みます。）によって得た財産の額及び「税額」欄に記載した納付すべき税額を相続分によってあん分計算した金額（1円単位で記載してください。）を記載して（相続人が限定承認した場合には、その旨を記載します。）、計算書に添付してください。

(12) 合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは人格のない社団等の財産上の権利義務を承継した法人等（以下「合併法人」といいます。）が合併により消滅した法人等（以下「被合併法人」といいます。）の計算書を提出する場合は、次によります。

イ 「住所又は居所」欄には、合併法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。

ロ 「氏名又は名称」欄には、合併時又は承継時の被合併法人の本店又は主たる事務所の所在地及び名称をかつこ書きし、かつ、「合併後存続法人」等と表示の上、合併法人の名称を記載します。

ハ 「代表者氏名」欄には、合併法人の代表者の氏名を記載します。

(13) 一度提出した計算書に訂正があるなどの理由で、再度計算書を提出する場合には、訂正箇所を反映させた全ての事項を記載した計算書を再度提出してください。